

広島県告示第五百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年五月十一日

広島県知事 横 田 美 香

海田町	名 称	住所又は事務所 の 所 在 地	指定をした日	委託した公金事 務に係る歳入等 (歳出) の内容	委託をした日 (委託期間)
		安芸郡海田町南 昭和町一四番一 七号	令和八年四月一 日	広島県健康福祉 局が所掌する手 数料	令和八年四月一 日 (令和八年四月 一〜令和九年三 月三十一日)